

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 3 | 生活保護事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和7年7月10日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 生活保護事務 |
| ②事務の概要 | 生活保護法に基づき、以下の事務を行う。 1. 生活保護の決定及び実施に関する事務を行う。 2. 生活保護の開始又は変更に関する事務を行う。 3. 職権による保護の開始又は保護の変更に関する事務を行う。 4. 生活保護の停止又は廃止に関する事務を行う。 5. 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を行う。 |
| ③システムの名称 | 生活保護システム、レセプト管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等 |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 生活保護事務情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項及び別表23の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号 (情報提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項) 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 (情報照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 宝塚市健康福祉部生活援護課 |
| ②所属長の役職名 | 生活援護課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課 |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号
0797-77-2079
宝塚市健康福祉部生活援護課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

| | |
|------------------|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1) 1,000人未満(任意実施) <input type="checkbox"/> 2) 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 3) 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 4) 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |

2. 取扱者数

| | |
|------------------------|--|
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | <input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未溎 |
| いつ時点の計数か | 令和6年4月1日 時点 |

3. 重大事故

| | |
|--|--|
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | <input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
|--|--|

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]

<選択肢>

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

| | | |
|---|---|---|
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="checkbox"/> 委託しない] |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="checkbox"/> 提供・移転しない] |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="checkbox"/> 接続しない(入手)] [<input type="checkbox"/> 接続しない(提供)] |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない] |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | マイナンバー利用事務における登録事務の係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得を原則とし、住基ネット照会を実施する際には4情報又は住所を含む3情報による照会を厳守している。また、生活保護業務においては、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人(担当職員・担当係長)での確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・取得した個人番号及び個人情報の連携システムへの入力 | |
| 9. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="radio"/> 自己点検] [<input checked="" type="radio"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査] | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する] |

| | |
|------------------|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | システム運用において、アクセス権限の付与職員の人数・照会範囲を必要最小限とし、入手した個人情報については複数職員で内容の確認を実施するなどの措置を講じている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|----------------------------------|--|--|------|------------|
| 平成28年6月2日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、17、19、20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53及び55条 (情報照会の根拠)第19条</p> | <p>・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、17、19, 20, 21, 22, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53及び55条 (情報照会の根拠)第19条</p> | 事後 | |
| 平成28年6月2日 | 5. 統合実施機関における担当部署 ①部署 | 宝塚市健康福祉部 生活保護課、生活支援課 | 宝塚市健康福祉部 生活保護課 | 事後 | |
| 平成28年6月2日 | 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 生活保護課長 美除 浩 生活支援課長 細谷 英生 | 生活保護課長 西面 幸之助 | 事後 | |
| 平成28年6月2日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 | 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2079 宝塚市健康福祉部生活保護課 0797-77-1824 宝塚市健康福祉部生活支援課 | 〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2079 宝塚市健康福祉部生活保護課 | 事後 | |
| 平成30年7月2日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項) | <p>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> | 事後 | |
| 平成30年7月2日 | 5. 施策実施機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 生活保護課長 西面 幸之助 | 生活保護課長 | 事後 | |
| 平成30年7月2日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 | 平成27年5月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年7月2日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成27年5月31日時点 | 平成30年5月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成30年5月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月26日 | IVリスク対策 | 一 | 新規式による項目追加 | 事後 | |
| 令和2年6月25日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) | <p>・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> | 事後 | |
| 令和2年6月25日 | IVリスク対策 8. 監査 | [○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査 | [○]自己点検 []内部監査 []外部監査 | 事後 | |
| 令和3年9月2日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 50, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、14、19、20, 21, 22, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の3 (情報照会の根拠)第19条</p> | <p>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、14、19, 20, 21, 22, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の3 (情報照会の根拠)第19条</p> | 事後 | 番号法改正に伴うもの |
| 令和3年9月2日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 | 平成31年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月2日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 平成31年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和4年7月12日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 21, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、13、14、17、19、20, 21, 22, 23, 24, 25, 26の4, 27, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55, 59条の2及び59条の3 (情報照会の根拠)第19条</p> | <p>・番号法第19条第8号 别表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、13、14、17、19、20, 21, 22, 23, 24, 25, 26の4, 27, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55, 59条の2及び59条の3 (情報照会の根拠)第19条</p> | 事後 | |
| 令和5年6月27日 | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称 | 生活保護システム、セブト管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等 | | 事後 | |
| 令和5年5月26日 | IIしきい値判断項目 1. 対象者数 | 令和3年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和5年5月26日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日時点 | 令和6年4月1日時点 | 事後 | |
| 令和6年12月24日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第四欄(特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項(9, 10, 14, 16, 18, 20, 24, 26, 27, 28, 30, 31, 37, 38, 42, 50, 53, 54, 61, 62, 64, 70, 87, 90, 94, 104, 106, 108, 116, 120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第二欄(事務)「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第8、9、11、12、13、14、17, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26の4, 27, 28, 32, 33, 35, 39, 44, 47, 52, 53, 55, 59条の2及び59条の3 (情報照会の根拠)第19条</p> | <p>・番号法第19条第8号 (情報提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令令第2条の表(第四欄(利用特定個人情報)「生活保護関係情報」が含まれる項) 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項 15条、第16条、第20条、第22条、第30条、第32条、第42条、第44条、第45条、第50条、第51条、第55条、第61条、第65条、第71条、第75条、第77条、第78条、第88条、第89条、第91条、第98条、第110条、第127条、第134条、第143条、第146条、第153条、第157条、第160条、第163条、第164条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条</p> <p>(情報照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令令第2条の表42、43の項</p> | 事後 | |